

# 水道事業における官民連携 について

厚生労働省健康局水道課

水道計画指導室長 高澤 哲也

# 本日の内容

1. 新水道ビジョンと官民連携推進に関するこれまでの取り組み
2. PPP/PFI事業の推進に向けた国の動き

# 新水道ビジョンと官民連携推進 に関するこれまでの取り組み

# 新水道ビジョンの基本理念

水道ビジョン（平成16年6月策定・平成20年改訂）

【基本理念】世界のトップランナーとしてチャレンジし続ける水道

■水道の事業環境の変化

## 枚挙にいとまがない課題

- ・給水人口・給水量、料金収入の減少
- ・水道施設の更新需要の増大
- ・水道水源の水質リスクの増大
- ・職員数の減少によるサービスレベルの影響
- ・東日本大震災を踏まえた危機管理対策

■関係者が基本理念を共有し、一丸となった対応が必要

## 関係者が共有すべき理念

- ・これまでの130年間に先達が築き上げてきた地域の需要者との信頼に基礎を置き、地に足のついた対応を図る。

世界のトップランナーのバトンを未来へつなぎ、水道を次の世代に継承

# 新水道ビジョン

平成25年3月策定

【基本理念】地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道

# 新水道ビジョンと官民連携

安全

強靱

持続

## 官民連携の推進

地方公共団体が経営する水道事業の人員、ノウハウなど公共側が持つ能力に応じ、弱点を補填できるPPPの活用検討を。

- ・個別委託(従来型業務委託)
- ・第三者委託
- ・指定管理者制度
- ・DBO(Design Build Operate)
- ・PFI(Private Finance Initiative)
- ・公共施設等運営権(コンセッション方式)

多様な選択肢を  
検討するために  
必要な情報交換  
の場

水道分野における  
官民連携推進協議会

## 新水道ビジョン推進のためのロードマップとは...

- 平成25年8月に設立した「新水道ビジョン推進協議会」では、新水道ビジョン推進のためのロードマップの作成に向けて、関係者間による闊達な意見交換等を行った。
- ロードマップとは、「安全」「強靱」「持続」の観点から、実現方策の項目ごとに、国・関係団体の取り組みをとりまとめた工程表で、平成26年5月に公表した。
- 新水道ビジョン推進協議会では、実現方策の進捗状況を、ロードマップに照らして随時確認するなど、新水道ビジョンのフォローアップを行うとともに、一定の期間を経過した平成30年度を目途に、新水道ビジョンのレビュー、見直しを行う。
- 早期に取り組むべき主要な事項については、厚生労働省が行う「制度的対応の検討」や「新水道ビジョン推進の取り組み」を加えて取り組み内容を示している。

# 新水道ビジョン推進のためのロードマップ①

## 新水道ビジョン推進のため早期に取り組む 主要な事項のロードマップ(1)

### ▼全体・共通

(凡例) ■ 国の取組実施時期 ■ [関係団体]の取組実施時期  [関係団体]の将来的な取組の構想  
▼ 国のとりまとめ(区切り) ▼ 関係団体のとりまとめ(区切り) → 波及効果

重点的な実現 方策(主要項目)	当面の目標 (今後10年間)	実施年度					理想像
		H25	H26	H27	H28	H29	
(1) 制度的対応の 検討 (持続)	人口減少社会に対応 した制度の検討及び 構築	人口減少社会において国が事業者へ関与できる制度設計、事業認可の審査内容等の点検					時代や環境の変化 に対する的確に対 応しつつ、水質基 準に適合した水 が、必要な量、い つでも、どこでも、 誰でも、合理的な 対価をもって、持続 的に受け取ること が可能な水道
		中長期を見据えた事業計画の報告徴収(仮称)のモデル検証 → 中長期を見据えた事業計画の報告徴収(仮称)の導入					
(2) 新水道ビジ ョン推進の取 り組み (持続)	各種実現方策全地域 毎の積極的な推進  ※都道府県会議を通して 実施状況を把握	新水道ビジョン推進協議会の運営、地域懇談会の推進					
		[全関係団体]新水道ビジョン推進の取り組み → 都道府県水道ビジョン作成要領の検討、水道事業ビジョン作成要領の検討・通知 → 都道府県水道ビジョン、水道事業ビジョンの策定の推進 → 新水道ビジョンの浸透展開					

# 新水道ビジョン推進のためのロードマップ②

## 新水道ビジョン推進のため早期に取り組む主要な事項のロードマップ(2)

### ▼早期に取り組む主要な事項(1)

(凡例) ■ 国の取組実施時期 ■ [関係団体]の取組実施時期 ■ [関係団体]の将来的な取組の構想  
▼ 国のとりまとめ(区切り) ▼ 関係団体のとりまとめ(区切り) → 波及効果

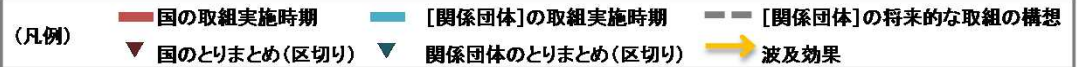
重点的な実現方策(主要項目)	当面の目標(今後10年間)	実施年度					理想像
		H25	H26	H27	H28	H29	
(1) 水安全計画(WSP)導入による水質管理促進(安全)	水安全計画の導入率100% (給水人口5万人以上の事業は今後5年間) ※事業運営調査等により確認	水安全計画ガイドラインの見直し	[国・日水協・科学院]水安全計画策定手法の普及促進	[日水協・科学院]「水安全計画作成支援ツール」の作成(見直し)	[日水協]「水安全計画ケーススタディ」の作成	[日水協]水道事業者等の水安全計画策定に関する助言	全ての水道における水安全計画(WSP)を活用した高度な管理と良好な水質の保持
(2) 水源保全のための連携及び理解促進(安全)	流域関係者間の連携体制構築 ※事業運営調査等により確認	浄水施設での対応が困難な物質について新たに項目設定、	通知による周知・指導	[科学院]水道水質に係る新たな項目の抽出(水道危害項目の抽出)	新たな項目に係る物質の情報発信、検査方法の開発		
(3) 重要給水施設・配水管の耐震化(強靱)	重要給水施設配水管の耐震化率100% ※事業運営調査等により確認	重要給水施設配水管の優先度について状況調査	重要給水施設配水管の公表(個々の事業者の指導・助言に活用)	[科学院]重要施設の水使用の実態調査(飲用水の健康危機管理対策のあり方に関する研究)			
(4) 水道施設の耐震性評価・耐震化計画の改定(強靱)	耐震化計画の策定率100%	水道施設の耐震性評価に関する検討、耐震化計画策定指針の改定	耐震化に係る技術的基準(現行)の検討・見直し	[国・日水協・JWRC・水団連]水道耐震化推進プロジェクト会議への参画	[日水協・JWRC]耐震技術の普及促進	[JWRC]「浄水施設簡易耐震診断の手引き(案)」の作成	自然災害等による被災を最小限にとどめる強いしなやかな水道の実現
				[日水協]「耐震設計事例集」、「耐震設計の手引き」の作成		[日水協]「水道事業ガイドライン(JWWA Q100)」の改正(新水道ビジョンとの整合を図る)	
				[日水協]水道事業者の耐震設計業務に対する第三者視点アドバイス業務の試験的实施			



# 新水道ビジョン推進のためのロードマップ③

## 新水道ビジョン推進のため早期に取り組む主要な事項のロードマップ(3)

### ▼早期に取り組む主要な事項(2)



重点的な実現方策(主要項目)	当面の目標(今後10年間)	実施年度					理想像
		H25	H26	H27	H28	H29	
(5) アセットマネジメントの活用促進(持続)	アセットマネジメントの実施率100%(今後5年間)	簡易支援ツールでの精度向上手法の構築 アセットマネジメントの実施を通じた効果的な情報提供手法の構築 簡易支援ツールの普及促進のための全国各地での研修会等の講師活動 施設の再構築等を考慮したアセットマネジメント(タイプ4D)推進 [日水協・簡水協・科学院]研修・講演会の実施(アセットマネジメント関係)					財源が確保され、施設の再構築等を考慮した計画に基づく事業運営
(6) 発展的広域化の推進(強靱)(持続)	都道府県ビジョン策定率100% 都道府県の設定した圏域内での連携構築 ※事業運営調査等により確認	発展的広域化の推進(都道府県行政部局の広域調整機能充実化)、都道府県による広域化推進手法の手引き(案)の作成、モデル地域における広域化計画(案)の作成 発展的広域化の推進(都道府県による発展的広域化の推進を支援)、運営権制度などの官民連携方策導入支援 [日水協]本協会ホームページにおける広域化・公民連携情報プラットフォームの開設、水道事業者への具体的支援(相談対応、資料提供)、研修会・講演会等での講演(啓発) [水管協]都道府県等(日水協地方支部)との協力 [水管協]民間企業による仮想広域化の提言					近隣の事業者間において連携した水道施設の共同管理や統廃合の実施による広域化の最適な事業形態の実現
(7) 料金制度の最適化(持続)	水道料金体系適正化のための支援体制の確立 水需要減少を見通した料金設定の実現	最適な水道料金のための関係者との意見交換(住民とのコミュニケーション推進) 最適な水道料金の設定支援(マニュアル作成) [日水協]水道事業経営アドバイザー事業の受託とその一層のPR、研修会・講演会での啓発、電話・E-mailによる相談対応、水道料金最適化への検討を推進 [日水協]「料金改定業務の手引き」の検討(未定) [日水協]研修会・講演会への積極的な演題(水道料金の適正化関連)の提供、雑誌特集					料金収入による健全かつ安定的な事業運営の実現

# 新水道ビジョン推進のためのロードマップ④

## 新水道ビジョン推進のため早期に取り組む 主要な事項のロードマップ(4)

### ▼早期に取り組む主要な事項(3)

(凡例)	<span style="color: red;">■</span> 国の取組実施時期	<span style="color: cyan;">■</span> [関係団体]の取組実施時期	<span style="color: gray;">■</span> [関係団体]の将来的な取組の構想
	▼ 国のとりまとめ(区切り)	▼ 関係団体のとりまとめ(区切り)	→ 波及効果

重点的な実現方策(主要項目)	当面の目標(今後10年間)	実施年度					理想像
		H25	H26	H27	H28	H29	
(8) 人材確保・育成 (強靱) (持続)	全ての業務分野における適切な人材配置(年齢構成別にバランスある配置)  民間事業者による給水装置工事トラブルの解消	関係団体と協力して行う各種研修・講習の実施(アセットマネジメント関係)					水道に関する知識、技術を有した人材による地域と連携した最適な事業形態の実現
		関係団体と協力して(アセットマネジメント以外にも随時)各種研修・講習の実施、官民連携した人材確保策の検討及び支援					
		[日水協・JWRC・水団連・水管協・簡水協・科学院]各種研修・講演会の実施					
		[日水協]水道施設管理技士制度の実施、体験型研修の開催					
		[JWRC]PIの効果的活用調査、水道技術セミナー・水道技術懇話会の開催及び水道技術研究成果普及・支援活動の実施					
		[水団連]広報活動、施設見学活動					
		[給工財団]給水装置工事主任技術者試験、給水装置工事主任技術者に対するeラーニング研修、給水装置工事配管技能検定会の実施					
		[給工財団]「改訂給水装置工事技術指針」の発刊					
		[給工財団]事事故例等のアンケート調査・分析及びとりまとめ(H26)とそれを活用した取り組み策の検討及びとりまとめ(H27)					
		[給工財団]過去の震災に係る調査データの調査・分析					

# 官民連携に関するこれまでの国の取り組み

## 各種手引きの作成

厚生労働省では、水道事業者等による官民連携の普及・促進を図り、水道事業の運営基盤強化策に適切に活用されるよう、水道事業の官民連携に関する手引きとして、これまで以下に掲げる3つの手引きを策定・公表してきた。

- ・民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き（平成20年6月策定）
- ・第三者委託実施の手引き（平成19年11月策定、平成23年3月改訂）
- ・水道事業におけるPFI導入検討の手引き（平成19年11月策定）

これまで策定・公表してきた3種類の手引きを再編し、1冊にとりまとめた。



「水道事業における官民連携に関する手引き」  
（平成26年3月策定）



# 「水道事業における官民連携に関する手引き」の構成(1)

## 第Ⅰ編 総論

- ・官民連携に関する背景と近年の状況、手引きの構成

## 第Ⅱ編 民間活用を含む連携形態の比較検討

- ・従来の『民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き』を基に最新の情報を加え、各水道事業者の現状把握及び将来像設定のための検討項目、把握した現状と将来像から導入可能性のある連携形態の選定に至るまでの検討手順等を解説。

## 第Ⅲ編 第三者委託導入の検討

- ・従来の『第三者委託実施の手引き』を基に最新の情報を加え、第三者委託の基本事項、検討着手から事業実施に至るまでの作業工程、受託者が備えるべき要件や受託者選定方法、モニタリングの基本的な事項等を解説。

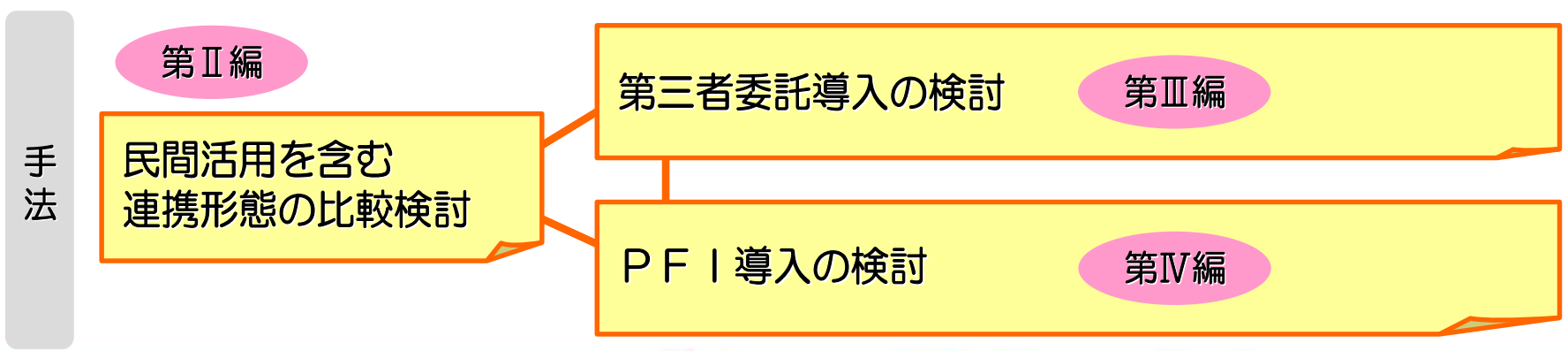
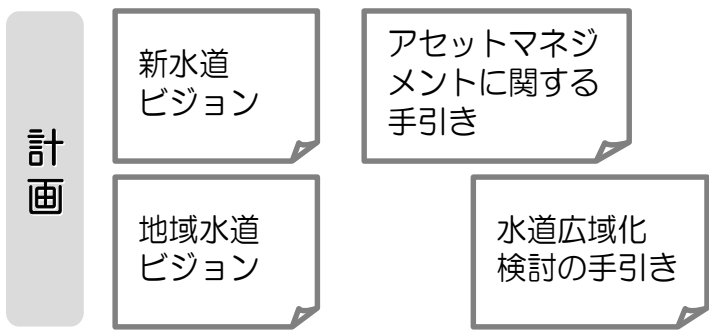
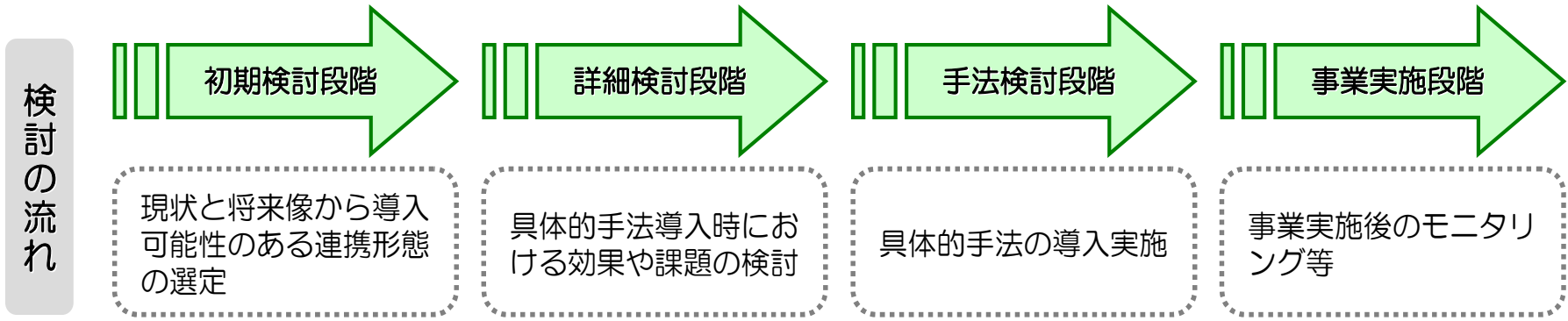
## 第Ⅳ編 PFI導入の検討

- ・従来の『PFI導入検討の手引き』を基に最新の情報を加え、PFIの基本事項、検討着手から事業実施に至るまでの作業工程、受託者が備えるべき要件や受託者選定方法、モニタリングの基本的な事項等を解説。また、現時点での知見や関連省庁の見解等をもとに、**コンセッションの導入に際して必要になると考えられる検討事項等を解説。**

## 第Ⅴ編 資料集



# 「水道事業における官民連携に関する手引き」の構成(2)





# 水道分野における官民連携推進協議会

- 水道分野を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠である。
- そのため、広域化と並ぶ施策の柱として、民間の人材・技術力・資金の活用を目的とする官民連携を推進している。
- 平成22年度から、厚生労働省は経済産業省と連携し、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした協議会を全国各地で開催している。
- **平成26年度は、東京・新潟・宮城・福岡で開催予定。**

# 官民連携推進協議会の開催状況①

## 平成22年度

	開催日	開催場所	参加人数	
			水道事業者	民間事業者
第1回	H22. 12. 3	仙台市	47名	59名(22社)
第2回	H23. 1. 21	さいたま市	78名	115名(42社)
第3回	H23. 1. 28	名古屋市	61名	64名(21社)

## 平成23年度

第1回	H23. 11. 10	広島市	59名	45名(16社)
第2回	H23. 11. 24	福岡市	53名	55名(22社)
第3回	H23. 12. 13	さいたま市	60名	85名(33社)

# 官民連携推進協議会の開催状況②

平成24年度

	開催日	開催場所	参加人数	
			水道事業者	民間事業者
第1回	H24. 7. 26	札幌市	36名	60名(24社)
第2回	H24. 9. 19	郡山市	27名	51名(26社)
第3回	H24. 10. 9	仙台市	21名	94名(37社)
第4回	H24. 10. 24	盛岡市	37名	74名(33社)
第5回	H24. 12. 13	大阪市	42名	86名(36社)

平成25年度

第1回	H25. 7. 24	札幌市	57名	61名(24社)
第2回	H25. 9. 27	東京都	39名	64名(27社)
第3回	H25. 11. 15	大津市	52名	60名(24社)
第4回	H26. 2. 13	高松市	39名	71名(27社)



# PPP/PFI事業の推進に向けた 国の動き

# 政府によるコンセッション方式への取組み①

## PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン (H25.6.6民間資金等活用事業推進会議決定)

<具体的取組>

- 空港、上下水道事業における公共施設等運営権制度の積極的導入

## 経済財政運営と改革の基本方針(H25.6.14閣議決定)

PPP/PFIへの抜本的転換に向けたアクションプランの下、民間提案の活用、官民連携体制の構築、コンセッション方式の空港、上下水道、道路等への積極的導入を進めるほか、(後略)

## 日本再興戦略(H25.6.14閣議決定)

空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度(いわゆる「コンセッション」)の導入を推進する。

# PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン①

(内閣府作成資料)

## ◆平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25～34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

### (1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2～3兆円

<具体的取組>

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

### (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等

: 3～4兆円

<具体的取組>

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

次へ ⇒

# PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン②

(内閣府作成資料)

## (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

### < 具体的取組 >

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備
- 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

## (4) その他の事業類型(業績連動の導入、複数施設の包括化等) : 3兆円

### < (1)~(4)の類型を通じた具体的取組 >

- PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた 各種補助金・交付金の重点化 等

※事業規模目標については、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

# 政府によるコンセッション方式への取組み②

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について(H26.6.16 民間資金等活用事業推進会議決定)

- 向こう3年間(平成26～平成28年度末)を集中強化期間として、空港、水道、下水道、道路を重点分野とし、公共施設等運営権方式(コンセッション方式)の事業の数値目標を設定。

経済財政運営と改革の基本方針2014(H26.6.24 閣議決定)

社会資本整備について、民間の資金・ノウハウを活用し、国・地方が連携して取り組むことでアクションプランの実行を加速。

「日本再興戦略」改訂2014～未来への挑戦～(H26.6.24 閣議決定)

集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標(空港6件、**上水道6件**、下水道6件、道路1件)を明記。

# 集中強化期間の取組方針①

(内閣府作成資料)

## ◆平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定

「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2～3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。

## ○ 重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間(平成26年度から28年度)

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

(1) 事業規模目標 : 2～3兆円 (今後10年間の目標を前倒し)

(2) 事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

# 集中強化期間の取組方針②

(内閣府作成資料)

## ○ 重点的な取組

### 【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・ 会計処理の整理、指定管理者制度との適用関係の明確化等、事業環境の整備 等

### 【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担についての支援のあり方の検討
- ・ 地域企業のノウハウ習得、地域人材の育成、民間資金等活用事業推進機構の活用等 等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有すべきものとして設定。

※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

## 厚生労働省におけるこれからの取り組み予定①

### ○「水道分野における官民連携推進協議会」の開催 の継続

- ・第2回 新潟(平成26年10月10日予定)
- ・第3回 宮城(平成26年12月 5日予定)
- ・第4回 福岡(平成27年 2月20日予定)

### ○官民連携に関するアンケート調査やヒアリングの 実施による情報収集と案件の発掘及び課題の整理 ・検討



## 厚生労働省におけるこれからの取り組み予定②

### ○「新水道ビジョン推進のための地域懇談会」の開催

- ・第4回 大阪(平成26年9月6日予定)
- ・第5回 愛知(平成26年11月上旬予定)
- ・第6回 東京(平成26年12月上旬予定)



# 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業（厚生労働省連携事業）

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

水道事業は、主に水の移送に多大なエネルギーを必要とし、年間約80億キロワット（全国の電力の約0.8%）を消費している。

### 事業概要

上水道システムにおいてエネルギー消費を削減するため、水道施設の更新に際し、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入等を支援する。

### 事業スキーム

補助対象：水道事業者等  
補助割合：1/2

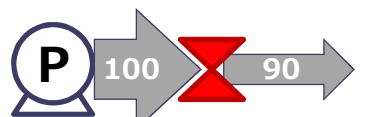
### 期待される効果

水道事業における未利用エネルギーを有効に活用することで、消費エネルギー・CO2排出を削減し、次世代型のインフラ整備を促進する。

## イメージ

### ●ポンプへのインバータ導入による省エネ例

バルブの開度で流量制御



消費エネルギー大  
流量90%でも電力100%

インバータ導入による回転数制御



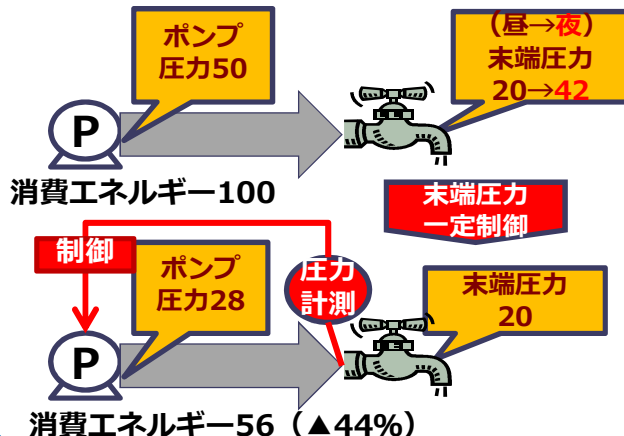
消費エネルギー小  
流量90%だと電力73%

### インバータ

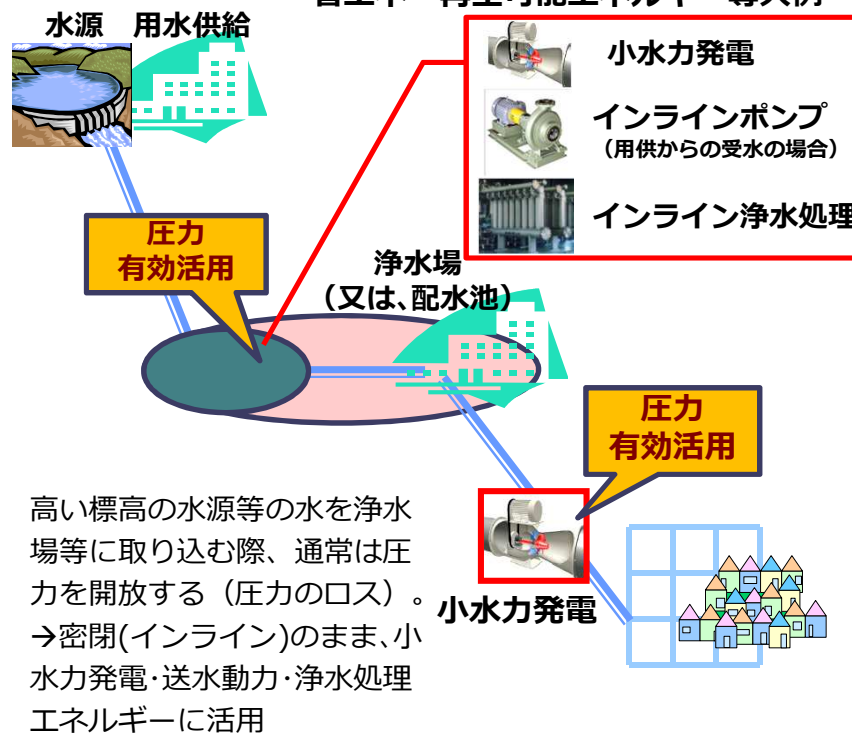


ポンプ回転数で流量制御

### ●夜間等、流量減少時の末端圧力制御による省エネ例



### ●未利用圧力の有効利用による省エネ・再生可能エネルギー導入例



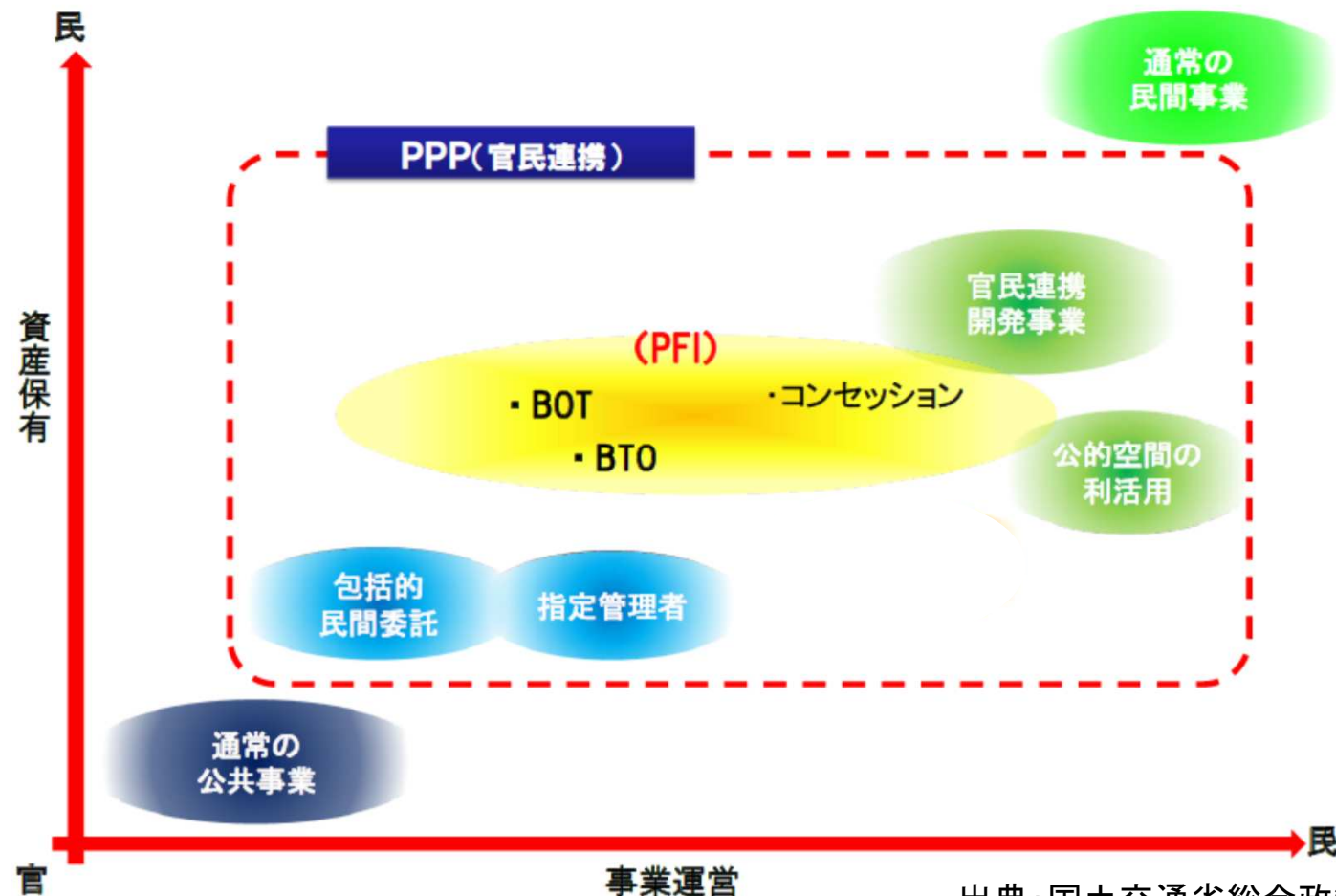
御静聴ありがとうございました

# 以下 参考資料

(内閣府作成)

# PPP(Public Private Partnership)とは

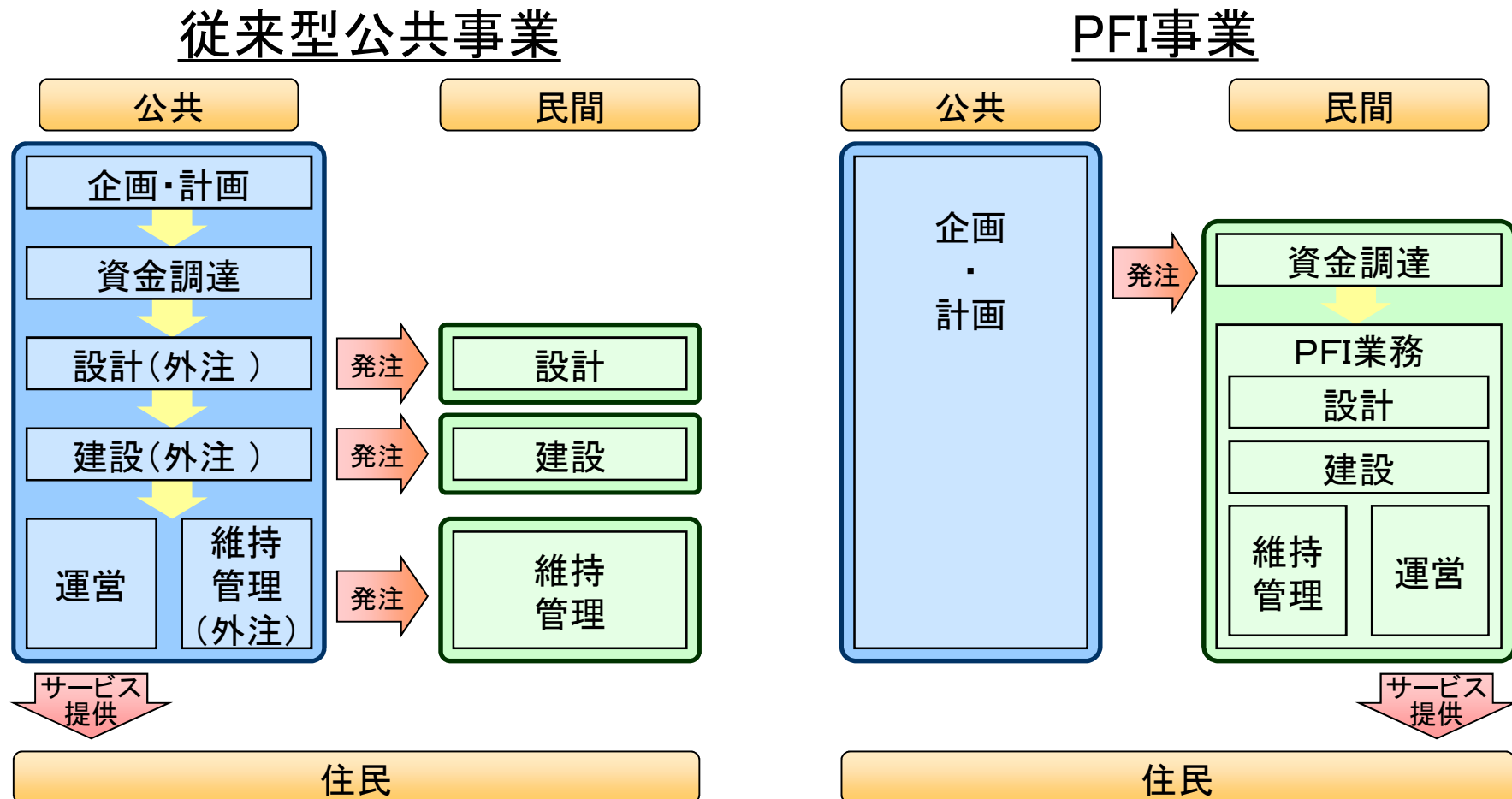
行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。



出典:国土交通省総合政策局資料

# PFI(Private Finance Initiative)とは①

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。
- PFI法に基づき実施。



# PFI(Private Finance Initiative)とは② (PFI法の概要)

## 目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

## 対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

## 公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

## 基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

## 株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条~第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施する認可法人

## PFI推進会議(第81条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣  
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

## PFI推進委員会(第83条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)  
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

## 事業の実施

実施方針の策定・公表(第5条)

民間事業者による提案(第6条)

特定事業の選定(第7条)

※VFM評価(第11条第1項)

民間事業者の選定(第8条)

※総合評価方式が原則(第11条第2項)

選定事業の実施(第14条)

## 公共施設等運営権方式(第16条)

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式

公共施設等の管理者等

選定事業者

## 支援措置等

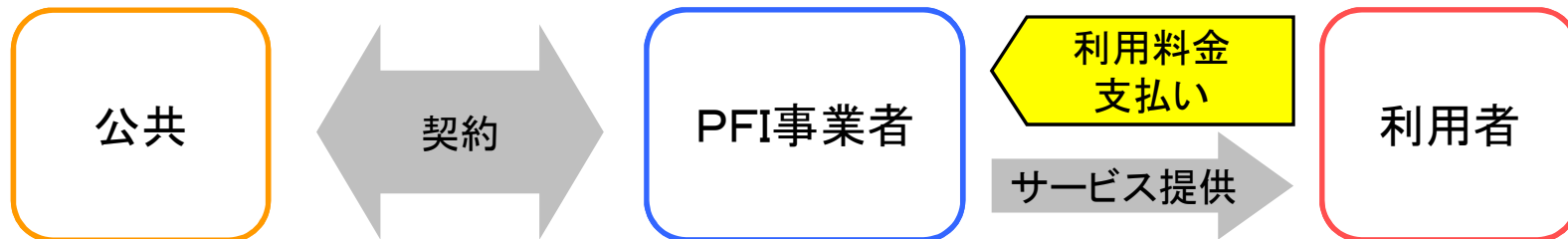
- 国の債務負担5年→30年(第68条)
- 行政財産の貸付け(第69条、第70条)  
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能。
- 国公有財産の無償使用等(第71条)  
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能。

## (参考) PFIの事業類型

- 税財源のみで費用を回収する方式（サービス購入型）



- 利用料金収入で費用を回収する方式



- 公共施設等運営権方式（コンセッション方式）





# コンセッション方式の検討が進む分野/事業

(内閣府作成資料)

## 空港

### 関西国際空港・大阪国際空港

- 可能な限り速やかに(早ければ平成26年度にも)コンセッション方式によるPFI事業を行うため、これに向けたマーケットサウンディング、仕組みの詳細検討、選考手続等の着実な実施。



【関西国際空港】



【大阪国際空港】

### 仙台空港

- 国管理空港等におけるコンセッション導入に向けた民活空港運営法の施行(平成25年7月)後、同年11月には基本方針を公表し、仙台空港についてマーケットサウンディングを開始。
- 平成27年度中にも最長65年間に及ぶコンセッションを開始すべく、本年4月に実施方針を公表。

## 水道

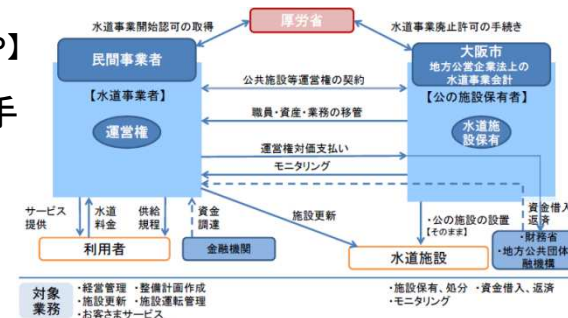
### 水道事業における官民連携に関する手引き

【大阪市HP】

- 水道事業にコンセッションを導入する場合の検討ポイントや実施手順等を規定(平成26年3月策定)。

### 大阪市水道局

- 平成27年度中の水道事業のコンセッション化をめざし、運営計画等を含む基本方針を公表(平成26年4月)。



## 下水道

### 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン

- 下水道事業にコンセッションを導入する場合のスキーム等を規定(平成26年3月策定)。
- モデルとなる地方公共団体の事例を元に、要求水準や実施契約等の考え方を具体化し、ガイドラインへ反映予定(今年度中目途)。

## 道路

### 地方道路公社の有料道路事業

- 公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」(平成26年5月構造改革特別区域推進本部決定)に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。

# 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）①

（内閣府作成資料）

## 第二 3つのアクションプラン

### 一. 日本産業再興プラン

#### 5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

立地競争力の強化に向けた施策の中心をなす国家戦略特区については、これまでの取組により基本的な制度整備を了し、今後はいよいよ各特区における事業の実現化段階に入る。PPP/PFIについては、一層の活用促進を進めるために、集中強化期間における目標の設定や課題解消を行うなど、本格的な取組に着手する。

#### (iii) PPP/PFIの活用

公共施設等運営権方式については、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、「取組方針」に基づき、2016年度末までの3年間で集中強化期間と位置づけるとともに以下の取組を行い、その進捗をフォローアップする。

#### ① 集中強化期間における重点分野、件数等の数値目標の明示

- ・集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標（空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件）を設定する。また、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業について2022年までの10年間で2～3兆円としている目標を集中強化期間に前倒しする。

# 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）②

（内閣府作成資料）

## ②事業環境整備等

- ・運営権者への公務員の派遣等について、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せて法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置を講ずる。
- ・公共施設等運営権方式を活用する場合の会計上の処理方法において、更新投資の償却や税金などの費用処理について実務的な観点から整理を行う。
- ・地方公共団体の事業実施に向けて、公共施設等運営権制度における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、通知の発出やガイドライン・手引き等の改訂等を行う。
- ・水道分野において、既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。
- ・地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」（平成26年5月19日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。

## ③制度活用のためのインセンティブ付与

- ・地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援の在り方を検討する。
- ・地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

## ④運営権事業推進のための体制強化

- ・関係府省において、法務、会計等の専門人材を民間からの登用を推進するなど、体制の強化を図る。

# コンセッション方式(公共施設等運営権方式)とは

(内閣府作成資料)

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。  
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。

